

(様式1)
報道資料提供

提供日	令和 4 年 6 月 16 日 (木)
発表事項 (タイトル)	市民税・府民税の課税誤り
要旨・経緯	<p>阪南市役所の申告会場で受け付けた令和4年度の確定申告（市民税・府民税の申告）に関し、市民税・府民税の課税誤りが1件発覚しました。</p> <p>5年間分の遡及調査（※システムベースの速報チェック）の結果、令和2～4年度分として、本件を含め5件/④人、総額316,700円の課税ミスが判明しました。</p> <p>【主な経過と概要】</p> <ul style="list-style-type: none">●令和4年3月2日 勤務先の年末調整で住宅借入金等特別控除（住借控除）及び配偶者（扶養）控除の適用を受けた方の配偶者が、医療費控除等を確定申告して税金の還付を受けるため、本市申告受付窓口に来庁。担当職員は、年末調整後の所得税額が0円となっていたため、確定申告によらず市・府民税申告として受付。5年前の現行システム導入後、市・府民税申告として受け付けた場合に必要となった、システム登録の際の年末調整後の住借控除及び配偶者（扶養）控除情報の入力を忘れ、それを確認した職員も見逃した（控除情報を入力する必要があることについて、職員間で情報共有が十分になされていなかったことが原因）。●令和4年6月3日 上記の確定申告をされた方からの市への問い合わせにより課税誤りが発覚。同人に謝罪の上、更正・還付手続き中。●本事案発覚を受け、現行システム導入以降の過去5年間分について、システムベースでの調査を実施。同様の課税誤りが本件を含め5件判明。6月15日までに該当する市民へ謝罪を終え、更正・還付手続き中。●現在、過去5年間分の紙ベースの申告書全件調査中。●課税誤り件数・金額の概要（システムベースのチェック時点） <p>【全体】 5件（本件含）/4人 （1人は令和2・3年度に重複して課税誤り） 総額：316,700円</p> <p>【内訳】 ・令和4年度：103,200円/1件 ・令和3年度：133,900円/3件 ・令和2年度：79,600円/1件 ・令和元年度・平成30年度：0件</p> <ul style="list-style-type: none">●市は再発防止と信頼回復に向け、更なる業務スキル向上、情報共有徹底と職員の規範意識の向上に取り組みます。
広報ポイント	
添付資料	
担当課	阪南市役所 市民部 税務課 担当者名 森下、松田 TEL 072-471-5678（内線2284、2240） FAX 072-473-3504